防災市民組織の規約（案）

防災市民組織の規約は，組織の目的，事業内容等を明らかにするとともに，役員の選任及び任務，会議の開催，災害時の活動等について定めるものです。

防災市民組織規約例

（名称）
第１条　この会は，○○○○○○○○防災会（以下本会という）と称する。

（活動拠点の所在地）
第２条　本会の活動拠点は，次のとおりとする。
（１）平常時は○○とする。
（２）災害時は○○とする。

（目的）
第３条　本会は，住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより，地震その他の災害（以下地震等という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　本会は前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
（１）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
（２）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
（３）防災訓練の実施に関すること。
（４）地震等の発生時における情報の収集・伝達，避難，出火防止及び初期消火，救出・救護，給食・給水等応急対応に関すること。
（５）防災資器材等の備蓄に関すること。
（６）他組織との連携に関すること
（７）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）
第５条　本会は，○○○に加入している世帯をもって構成する。

（役員）
第６条　本会に次の役員を置く
（１）会長　　１名
（２）副会長　　若干名
（３）班長　　〇名
（４）監査役　　〇名
２　役員は会員の互選による。
３　役員の任期は〇年とする。ただし，再任することができる。

（役員の責務）
第７条　会長は，本会を代表し，会務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
２　副会長は会長を補佐し，会長に事故のあるときはその職務を行う。また，各班活動の指揮監督を行う。
３　班長は，役員会の構成員となり，会務の運営にあたるほか，班活動の指示を行う。
４　監査役は会の会計を監査する。

（会議）
第８条　本会に総会および役員会を置く。

（総会）
第９条　総会は，全会員をもって構成する。
２　総会は，毎年１回開催する。ただし，特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
３　総会は会長が収集する。
４　総会は，次の事項を審議する。
⑴　規約の改正に関すること。
⑵　防災計画の作成及び改正に関すること。
⑶　事業計画に関すること。
⑷　予算及び決算に関すること。
⑸　その他，総会が特に必要と認めたこと。
５　総会は，その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）
第 10 条　役員会は，会長，副会長及び班長によって構成する。
２　役員会は，次の事項を審議し，実施する。
⑴総会に提出すべきこと。

⑵総会により委任されたこと。
⑶その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）
第 11 条　本会は，地震等による被害の防止及び軽減を図るため，防災計画を作成する。
２　防災計画は，次の事項について定める。
⑴　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
⑵　防災知識の普及に関すること。
⑶　災害危険の把握に関すること
⑷　防災訓練の実施に関すること。
⑸　地震等の発生時における情報の収集・伝達，避難誘導，出火防止，初期消火，救出・救護，給食・給水，避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
⑹　その他必要な事項

（経費）
第 12 条　本会の運営に関する経費は，会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）
第 13 条　会計年度は毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）
第 14 条　会計監査は毎年 1 回監査役が行う。ただし，必要がある場合は，臨時にこれを行うことができる。
２　監査役は，会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則
この規約は，　　年　　月　　日から実施する。